

新宿区「しんじゆく野菜の日」ロゴマーク使用の手引き



区では、区民の皆さんに野菜をもっと食べてもらえるよう、野菜のおいしさや魅力について知っていただきたいと考えています。そこで、野菜を身近に感じてもらうきっかけとなるよう、野菜の「や」にちなみ毎月8日を「しんじゆく野菜の日」とし、ロゴマークを作成しました。

この使用の手引きは、ロゴマークをご使用いただく際の注意点等を記していますので、ご一読いただいた上で、ぜひロゴマークをご活用ください。

1 ログマークの種類

●基本形



●新宿区健康づくりキャラクター無しバージョン



2 権利の帰属

ログマークに関する一切の権利は、新宿区に帰属します。

3 使用の手続き

新宿区「しんじゅく野菜の日」ログマークはより多くの方に使用していただくことを目指しています。この使用マニュアルの記載事項を遵守いただき、ぜひ積極的にご活用ください。

(1) 手続方法

ログマークをお使いになる場合は、事前の届け出が必要です。商用利用する場合と、商用利用しない場合で、手続方法が異なりますのでご注意ください。

パンフレットやリーフレット類など商品の販売促進を目的として作成されるものに使用する場合、商品や包装に使用する場合は商用利用となります。

A 商用利用しない場合

申請者から『新宿区「しんじゅく野菜の日」ログマーク使用届出書』のご提出届出書をご提出いただいた時点から、ログマークの使用が可能となります。

B 商用利用する場合

- ① 申請者から『新宿区「しんじゅく野菜の日」ログマーク使用許可申請書』のご提出
- ② 区による審査
- ③ 区から申請者への結果通知

商用利用できる場合は、区から『新宿区「しんじゅく野菜の日」使用許可書』の送付

4 遵守事項

作成した制作物を商標登録することはできません。また、次の事項に該当する場合は(該当する可能性がある場合は)、ロゴマークを使用することができません。

- ・法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ・新宿区の信用や品位、イメージを損なうおそれある場合
- ・政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- ・利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなるものと認める場合(新宿区暴力団排除条例による)
- ・青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ・区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある場合。
- ・特定の個人や団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ・その他、ロゴマークの本来の使用目的に鑑みて不相当である場合

5 使用条件

- (1) 使用料は無料です。
- (2) 原則として、使用期限はありません。
- (3) 新宿区がホームページで提供する画像データをご使用ください。
- (4) 商品・ノベルティ等を作成した場合は、見本品を健康づくり課までお送りください。
- (5) 使用許可申請書(使用届出書)の内容を逸脱しないでください。
- (6) 目的と異なる仕様や遵守事項に反した使用が認めれた場合は、使用者に対して改善を求めることとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
- (7) ロゴマークの使用によって生じた問題・トラブル等について、新宿区は一切関知しないものとします。ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- (8) ロゴマークの使用により、新宿区に対して不利益または損害を与えた者、あるいはロゴマークの権利を侵害したと認められる者に対して、区は法的措置を講じるものとします。

6 ロゴマークの使用例

町内会・自治会	回覧板、町内のイベントの案内・ポスター
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー
商店会	のぼり、イベント告知ポスター、チラシ、ホームページ
保育園・学校	保護者配布用おたより、ホームページ
NPO等の団体	イベント告知ポスター、スタッフバッチ
商品（販売目的）	ロゴマークをデザインした食品、物品等

7 問い合わせ・利用届出書（商用利用申請書）の提出先

新宿区 健康部 健康づくり課 健康づくり推進係 食育担当
〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18番21号
電話：03-5273-3047（直通） FAX：03-5273-3930